

入院医事業務委託仕様書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター入院医事業務委託契約書第1条第1項に規定する仕様書を、次のとおり定める。

なお、これは仕様の大要を記すものであり詳細については、甲乙協議するものとする。

1 勤務場所

沖縄県南風原町字新川 118 番地 1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

2 勤務時間等

(1) 勤務時間

平日 8 時 30 分～17 時 30 分

上記時間帯に、業務従事者を業務量に応じ適正に配置すること。

なお、勤務を要しない日、又は暴風雨警報等により業務停止命令があった場合、勤務時間を超える場合においても所定の業務が終了しない等、円滑な業務処理上必要があれば業務に従事するものとする。

(2) 休日等

勤務を要しない日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げる事項及びこれに付随する業務とする。入院業務については救急入院より病棟入院となった場合、救急医事より業務を引継しおこなうものとする。各業務に掲げた「その他」の項目については、一連の業務を行う上で派生するものであり、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの理念に沿って誠実にあたること。

なお、現場責任者を配置し委託職員の管理監督及び甲との連絡調整をおこなうも

のとする。

(1) 入退院業務

- ア 入院申込みの受付・説明・案内
- イ 入院申込書の收受及び管理
- ウ 入退院患者のデータの取り込み及び医事会計システム入力、エラーチェックに関すること
- エ 保険証・公費受給証等の確認及び限度額認定証等の案内と確認
- オ 外国人に対しパスポートの確認、スキャン取り込み業務
- カ 連帯保証人等の確認
- キ 保険証等未確認患者、家族への保険証提示連絡及び病棟との連携業務
- ク 未収患者の確認及び対応、未収金担当者との連携
- ケ 入退院患者の問い合わせへの対応
- コ 概算入院費の案内
- サ 産科医療補償制度に関すること
- シ 特別室使用許可願の内容確認及び受理等、特別室使用料に関すること
- ス 退院時の診療費計算及び請求などの退院事務に関すること
- セ その他入退院受付に関すること

(2) 診療報酬請求業務

- ア 入院患者に対する診療費請求書及び診療明細書の作成及び発行（定期請求及び退院時請求）
- イ DPC請求事務及びDPCに関する主治医との調整
- ウ レセプト点検に関する主治医や担当医との連絡調整。医局点検レセプトの依頼、調整、督促に関することを含む。
- エ 各支払機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、労働基準

局等)への診療報酬請求書作成、請求、調整及びレセプト等の編綴

- オ レセプトオンライン請求に関すること
- カ 交通事故等(自賠責保険等)の診療報酬請求事務
- キ 労災・公務災害請求事務(未請求管理含む)
- ク 生保の医療券、要否意見書等の事務処理
- ケ 結核、精神のマル特及び助産施設措置費請求事務
- コ 那覇市重度心身障害者貸付請求事務
- サ 出産一時金直接支払制度の説明及び請求事務
- シ 各施設等への請求事務
- ス 入院に係る使用料及び手数料等の請求事務
- セ 過誤・返戻レセプトの修正後の再請求及び管理
- ソ 査定内容の分析及び再審査請求
- タ 未請求診療報酬明細書の保管、整理及び一覧表作成
- チ 診療報酬請求漏れ対策。主治医や関係部署との連絡調整含む。
- ツ 医療費算定に係る保険証及び公費資格等の確認
- テ 手術、処置等にかかる適正な手技、診療材料費及び薬剤等の入力業務
- ト 診療内容のチェック(診療内容と医事会計システム入力内容のエラーチェック等を含む)
- ナ 病名漏れ等に対する主治医との連携調整
- ニ 診療報酬改定に係る業務に関すること
- ヌ その他診療報酬請求事務に関すること

(3) 患者相談業務

- ア 診療費に関する説明案内

- イ 交通事故（自賠責等）に関する説明案内
- ウ 退院患者に対する債務確認及び延納承認願いの説明案内
- エ 各種公費制度活用に関する説明案内
- オ その他入院・退院相談業務に関すること

(4) 会計業務

- ア 診療費等医業収益の窓口収納及び領収書(控)の整理、編纂
- イ 過誤納金の払戻及び過誤納金払戻調書の作成
- ウ 未収金の支払い案内業務
- エ その他会計業務に関すること

(5) 文書作成・保管業務

- ア 診療報酬に係る各種証明書等の案内、発行及び写しの保管
- イ 診断書の受付、発行及び写しのスキャン保管
- ウ 診療に係る各種伝票の収集、整理及び保管
- エ 診療報酬明細書（写し）、診療報酬請求書（写し）等の整理保管
- オ 診療に関する紙運用に伴う伝票等の新規作成及び変更に関すること
- カ 各種貸付制度に係る書類の作成及び整理保管
- キ その他文書作成、保管業務に関すること

(6) 医事会計システム処理業務

- ア 上記（1）～（5）の業務について医事算定システムでの処理
- イ 入院診療費算定に係るデータの取り込み及び内容確認、入力業務
- ウ 保険点数改正に伴う医事会計システムマスタ修正に対する検証

- エ 医事会計システムの変更時の対応及びワーキンググループへの参加
- オ 停電時等の医事会計システム復旧作業及び医事会計システムの故障に関する設置者との連絡調整
- カ 医事会計システムの不具合、改善、修正等システム連絡票の作成
- キ DPC に関する入力及び検証に関すること
- ク 請求レセプト一覧表の作成
- ケ その他医事会計システム処理業務に関すること

(7) その他業務

- ア 入院業務実施に必要な医局、各部署との連絡調整
- イ 入院業務に関する会議、委員会、医事業務研修会等への参加
- ウ 病院開催の勉強会、講習会等への参加
- エ 診療報酬請求書、診断書及び各種証明書等作成に係る主治医調整
- オ 診療行為等に関する統計資料の作成
- カ 関連部署の求めに応じて、診療報酬算定に関する勉強会の企画及び資料作成を行うこと
- キ 長期入院患者の把握及び長期入院に係る入院費用の通知に関すること
- ク こども医療費助成制度及び母子父子医療費助成・重度心身障害者医療費助成制度の事務処理に関すること（調停変更通知書の作成等を含む）
- ケ 入院患者の問い合わせへの対応
- コ 九州厚生局等による適時調査、個別指導、特定共同指導等への対応
- サ 医療機能評価受審時の対応
- シ 新たな制度、新たな入院に関する業務
- ス 出産一時金請求に関する医事会計システム入力及び明細書の発行、手続きの説明

- セ マスタ設定及び管理に係る役割分担
- ソ 保存期間終了後のカルテ及び各種帳票類の廃棄作業に関するこ
- タ 産科医療保障制度に関するこ
- チ 公費〔生活保護・小慢・特定疾患・肝炎治療促進事業・養育・結核・自立支援（育成・更生・精神）・肝がん重度肝硬変事業〕等の申請・更新に伴う受給証確認及び公費番号入力
- ツ その他入院業務に関するこ

4 特記事項

（1）業務従事者の配置人数

業務の円滑な処理を補償するため、業務の処理内容等を総合的に勘案した数の業務従事者を配置すること。

業務従事者のほかに、業務従事者を指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務を司る業務責任者を1人配置すること。

適正な診療報酬請求事務のためのレセプト点検ならびに査定・返戻縮減に関する業務、手術伝票等点検業務について担当者を配置すること。担当者は、当該業務における取組内容、対応状況及び成果を明確にし、継続的な点検及び改善が行われていることを確認できるよう管理するものとする。

DPC コーディングに対応するため診療情報管理士有資格者を1名以上配置することが望ましい。

（2）資格要件

業務従事者は、医療事務教育機関において所定の医事業務教育を履修し、医療事務従事者としての資格認定を取得した者、又は実務経験を有する者とするこ

と。
受託者は、入院診療報酬算定業務が病院経営における収益確保の要となる重要な業務であることを十分に認識した上で、業務従事者の経験年数及び知識水準に配慮した人員配置を行うこと。

特に、当該業務に従事する者については、概ね 3 年以上の実務経験を有する者を配置することが望ましいが、当該要件を満たさない場合においても、経験及び知識を有する者による支援又は確認が行われる体制を構築すること。

（3）教育訓練

- ア 受託者は、受託日までに業務に支障がないよう沖縄県立南部医療センター・こども医療センターに導入されている医療情報システム（電子カルテ、医事システム等）のオペレーション業務を習得しておくこと。
- イ 配置しようとする業務従事者に対して、病院の病棟等における接遇、診療報酬算定業務及び当院の医事会計システム等（Excel、Word 等を含む）の操作に必要な教育訓練を実施し、業務の遂行に支障を来さないよう万全を期するものとする。なお配置後もこれらの教育訓練を計画的に行うこと。
- ウ 診療報酬請求事務の制度向上を図るため、請求漏れや返戻等の防止に努めること。また返戻レセプト、査定レセプト等の内容を検討するための検討会を少なくとも月に 1 回開催し、問題点の解決のため万全の対策を立てること。またその結果について、直ちに文書で医事課長に報告すること。

（4）研修の実施及び指導

乙は、業務従事者に対し個人情報保護、医療保険制度、診療報酬制度、諸方、公費負担制度、病院の組織、接遇等の業務を遂行するために必要な基礎知識、技術、技能に関する研修計画について、あらかじめ実施計画書を作成し実施すること。実施した場合はその内容を記載した報告書を甲に提出すること。

（5）接遇

- ア 公立病院で勤務を行う者としての責任を十分認識し、業務に取り組むこと
 - （ア）窓口での待ち時間の短縮に努めること
 - （イ）身だしなみ、言葉遣いに注意し、適切な接客に努めること
 - （ウ）研修会等を通じて職員の接遇に対するスキルアップを図ること

(6) 業務の処理

ア 次に掲げる対策をはじめ、診療報酬請求業務の適正化及び質の向上を図るため、必要に応じてその他の対策についても計画的かつ継続的に講じること。

(ア) 診療報酬等未請求分減少対策

- ・未請求が発生する要因を把握し、算定も漏れを防止する体制を構築すること
- ・算定判断に必要な診療報酬制度に関する知識水準を各担当者において確保すること

(イ) 査定減対策

- ・査定内容の分析を行い、必要に応じて再審査請求を行うこと
- ・分析結果については各担当者が把握し、同様の査定が発生しないよう改善・是正を行うこと
- ・査定内容について、担当医師へ説明できるよう各担当者が内容を十分に把握すること

(ウ) 請求漏れ対策

- ・診療内容、オーダー内容及び医事会計システム入力内容の整合性を確認すること
- ・手術、処置等に係る手技、診療材料費及び薬剤等について、診療内容、オーダー内容及び医事会計システム入力内容を照合し、請求漏れが生じていないことを確認すること

(エ) 返戻防止対策

- ・過誤・返戻レセプトについて、修正後の請求及び管理を適切に行うこと
- ・返戻内容を各担当者が把握し、繰り返し返戻が発生しないよう改善・是正を行うこと

(オ) 適正なDPCコーディングに関する対策

- ・診療内容と病名、手術、処置等の整合性を確保し、適正なDPCコーディングを徹底すること

イ　処理状況の報告

報告書については毎月 14 日までに報告しなければならない。ただし 14 日が土日、祝祭日など休日にあたる場合は翌営業日までとする。報告書の内容は次の通りとする。

- (ア) 業務報告完了書（様式 1 号）
- (イ) 診療報酬未請求状況報告書（様式 2 号の 1、様式 2 号の 2）
- (ウ) 診療報酬請求分の処理状況報告書（様式 3 号）
- (エ) 各支払機関等からの返戻診療報酬明細書の処理状況報告書（様式 4 号）
- (オ) インシデント・ヒヤリハット等の報告書
- (カ) 勤務者の名簿及び出勤簿
- (キ) その他入院医事業務に関する報告

ウ　苦情対応

入院患者からの医事に対する苦情対応は、第一次的に受託者が行うものとし結果を病院へ報告すること

エ　各支払機関への請求

診療報酬請求については、診療翌月の各支払機関が定める日までに請求すること。請求できない正当な理由がある場合には、その理由が解消後すみやかに請求すること

オ　災害への対応

- (ア) 地震や津波等の大規模災害発生時の業務遂行確認のため、当院担当者と業務監督者及び業務責任者が確実に連絡を取るための情報を提供すること
- (イ) 地震や津波等の大規模災害発生時に、当院の要請に応じて可能な限り参集し業務を遂行すること
- (ウ) 当院が行う災害訓練に積極的に参加すること

力 健康管理

- (ア) 受託者は業務遂行するにあたり、業務従事者に対し B 型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること
- (イ) 各感染症における抗体価が陰性または低抗体価と評価された者に対して「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第3版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること
- (ウ) 当院の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること
- (エ) 業務従事者に対しインフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンを接種すること
- (オ) 上記 (ア) ~ (エ) までの一切の費用は受託者が負担すること

キ 個人情報

受託者は契約を随行するにあたって知り得た個人情報等については他に漏らしてはならない。常に守秘義務があり職を退いた後も同様に「沖縄県個人情報保護条例」を遵守すること。個人情報の取り扱いに関する研修を隨時行うこと。

ク 引継

- (ア) 受託者は業務マニュアルを作成し隨時更新し業務従事者の異動等の際にも迅速な引継を行い、その後の業務に支障がないようにすること
- (イ) 業務は委託契約の終期をもって満了とする。ただし、業務のうち診療報酬請求事務については、業務が満了する月分の請求業務を乙が遂行すること
- (ウ) 乙は業務が満了するときには、責任を持って甲の指定する者に業務を引き継ぐこと。業務が不完全な場合には、契約期間後においても引継を行うこと

5 その他、業務実施上の留意事項

- (ア) 就業中は病院の特殊性を考慮し、常に言葉遣いに等に留意するとともに患者

等に対しては、親切丁寧に接するように心がけること

- (イ) 業務の性質上、病院の施設・設備の一部を甲乙の職員が共有する必要があることを考慮し業務の実施にあたること。常に善良なる管理者の注意を持ってお互いの業務に支障のないよう配慮するものとする。また業務遂行上疑問点等があれば甲乙の関係者が協議して対処するものとする
- (ウ) 業務に関する資料などを許可なく病院の外に持ち出さないこと
- (エ) 業務中は指定する名札を着用すること
- (オ) 病院職員が受託者及びその従業員に対して指示する場合は、原則として業務責任者を介して行うこと
- (カ) 本仕様書に記載のない事項については甲乙協議して定めることができる